

2025 年 5 月 20 日

都議会自民党様

都議会議員
もり 愛

「質問書(5 月 16 日付)」に対する回答」

質問①

自民党で不記載があった議員は、そもそも本委員会の結成の時点からメンバーに加わっていません。ところが、森愛議員は、不記載がありながら本委員会に加わり、4 月 30 日の本委員会では「検討委員会の設立をされる前に、やはり真相解明が重要だ」などと事あるごとに強調してきました。ブーメランとも言うべき、自らの不祥事に関する責任について、明確にご説明ください。

回答①

ご質問のとおり「真相解明が重要」であり、自民党の不祥事に関する事実関係と責任について、明らかにしていただきたいと考えておりますので、政治資金パーティに関する貴党の議員及び職員について「刑事確定訴訟記録」の提出を含め、ご配慮いただければ幸いです。

(1) 新聞報道の 260 万円について

新聞報道の 260 万円は、大田区長選挙時の立憲民主党からの 100 万円の寄付金及び日本共産党からの寄付金 80 万円並びに都議会議員補欠選挙時の立憲民主党からの 30 万円の寄付金及び日本共産党からの 50 万円の寄付金のことです。

(2) 事実関係と原因について

大田区長選挙については、政党からの寄付を含めてご寄付いただいた収入は「大田区新時代！あたらしい女性区長をつくる会(以下、「つくる会」)」の「政治資金収支報告書」作成に記載して提出することとしていましたが、事務局内において互いに他の人が提出したと思い込んでいたという事情により、「収支報告書」が東京都選挙管理委員会に提出されていませんでした。

大田区都議補選についても、「森愛後援会」の補選担当者が「政治資金収支報告書」を作成済みでしたが、それが後援会内部で共有されず、例年どおりの収

入 0 円、支出 0 円の収支報告書を機械的に東京都選挙管理委員会に提出してしまい、準備していた「収支報告書」の提出がなされていませんでした。

(3) 責任について

私自身が事務局に任せきりにしていたことに責任があると考えております。

まず、今回の 260 万円を含め、既に提出済みの「収支報告書」、提出し忘れていた「収支報告書」を含めて、必要な修正を加えて、選挙管理委員会に提出します。

また、今後、再発防止策として、①政治資金団体の「会計責任者」及び選挙運動に関する「出納責任者」に政治資金管理に精通した方に就任いただくこと、②正確を期するために税理士の方にも審査・助言をお願いすること、③私自身も、事務局の方と連絡を密にすること、以上の措置を講じます。

これらにより、事務の処理及び管理に関する責任を果たしてまいります。

質問②

不記載をいつどのように知ったか。

回答②

5 月 15 日の東京新聞の報道により、事務局でご協力いただいた方々に確認したところ、15 日夕刻に、回答①(2)に述べた事実を知りました。

質問③

寄付金は現金でもらったのか、振り込みか

回答③

260 万円は、いずれも現金でいただいています。

政治資金規正法第 22 条の 6 の 2 は、「何人も、政治資金団体の預金又は貯金の口座への振込みによることなく、政治資金団体に対して寄附をしてはならない」などと定めていますが、2023 年当時はこの規定の適用はありませんでした。

質問④

振り込みなら、どこからどこへの振り込みか

回答④

現金でいただいています。

質問⑤

現金ならどこで、どのように保管をしていたのか

回答⑤

「つくる会」の事務所で現金を管理し、支出に当たってはインターネットバンキングにより支出し、残金を管理していました。

質問⑥

不記載は政治資金規正法に抵触するものと認識していたのか

回答⑥

政治資金規正法12条は、政治団体の会計責任者やその職務を補佐するものは年明け3か月以内に収支報告書を提出しなければならないとしていることは承知しており、不記載は政治資金規正法に抵触するものと認識しています。

質問⑦

不記載ならば、個人の収入として扱っていたのではないかと？所得だったのか？

回答⑦

260万円の管理は、それぞれ「つくる会」、「森愛後援会」の事務局の担当者が管理し、支出に当たっては、インターネットバンキングにより、その都度支出先に振り込みを行っています。個人の収入として扱った事実はありません。

質問⑧

個人の収入ではないのであれば、その証明はできるのか？

回答⑧

証明は可能です。インターネットバンキングの記録があります。

質問⑨

『真相解明なくして、条例制定なし』これはあなたの言葉だが、都民への説明や我々に対する説明をどのように考えているのか。

回答⑨

『真相解明なくして、条例制定なし』は、その通りだと考えています。「真相解明が重要」であり、自民党の不祥事に関する事実関係と責任について、明らかにしていただきたいと考えておりますので、政治資金パーティに関する貴党の議員及び職員について「刑事確定訴訟記録」の提出を含め、ご配慮いただければ幸いです。

260万円の寄付金不記載報道に対しては、回答①でお答えした通りです。

質問⑩

立憲民主党と共産党から区長選挙で合計180万円、ご自身が区長選挙出馬で空席になっていた都議会議員の補欠選挙では、立憲民主党と共産党から合計80万円で2つ合わせて、260万円。新聞記事では『それぞれ選挙前、ポスターやチラシ使った』としたが、どのような会計処理を行ったのか。

回答⑩

260万円は、事務局が現金で受け取り、事務局にて保管し、支出に際してはインターネットバンキングにより振り込みを行うという会計処理を行いました。

質問⑪

新聞記事には14日に収支報告書の訂正とありますが、これは事実ですか？

回答⑪

東京新聞からの指摘を受け、既に収支報告書を作成済みであったが未提出であったものを、14日夕刻に東京都選挙管理委員会に持参いたしましたが、修正願の添付が必要とのことでしたので、14日には提出していません。東京都選挙管理委員会と相談し、精査の上、必要な措置を講じております。

質問⑫

不記載金額は？260万円とのことですが、本当ですか？改めて正確な数字を

教えて下さい。また、過去に遡って、自身の政治団体に不記載はありますか？

回答⑫

政党からの寄付金額は回答①で述べた通り、260 万円です。他に 10 万円のご寄付もいただいております、合計 270 万円です。これらについては既に作成していた収支報告書にも記載しておりました。他の記載についても確認の上、東京都選挙管理委員会と相談の上、寄付金の記載を含め「収支報告書」を提出しております。

寄付金の不記載に気が付いていれば、当然、収支報告書を訂正することになります。過去に遡っての検証も順次行ってまいります。

25 年 5 月 20 日

東京都議会公明党様

都議会議員
もり 愛

5 月 16 日付「政治倫理条例検討委員会に係る もり愛氏への文書質問」への回答

Q1	他の政治団体からの寄付金についての選挙会計収支報告書の計上を失念していたとのことであるが、収入漏れを訂正しただけなのか、支出も訂正するのか、明らかにされたい。
A1	先ず初めに、政治に携わるものとして、このようなじたいとなったことについて深くお詫びを申し上げご説明させていただきます。 (1) 新聞報道の 260 万円について 新聞報道の 260 万円は、大田区長選挙時の立憲民主党からの 100 万円の寄付金及び日本共産党からの寄付金 80 万円並びに都議会議員補欠選挙時の立憲民主党からの 30 万円の寄付金及び日本共産党からの 50 万円の寄付金のことです。 (2) 事実関係と原因について 大田区長選挙については、政党からの寄付を含めてご寄付いただいた収入は「大田区新時代！あたらしい女性区長をつくる会(以下、「つくる会」)」の「政治資金収支報告書」作成に記載して提出することとしていましたが、事務局内において互いに他の人が提出したと思い込んでいたという事情により、「収支報告書」が東京都選挙管理委員会に提出されていませんでした。 大田区都議補選についても、「森愛後援会」の補選担当者が「政治資金収支報告書」を作成済みでしたが、それが後援会内部で共有されず、例年どおりの収入 0 円、支出 0 円の収支報告書を機械的に東京都選挙管理委員会に提出してしまい、準備していた「収支報告書」の提出がなされていませんでした。 (3) 対応措置について 今回の事態は、「収入漏れ」というよりも、「つくる会」及び「森愛後援会」の事務局において作成してあった「収支報告書」を提出していなかったというものであり、今回の 260 万円を含め、既に提出済みの「収支報告書」、提出し忘れていた「収支報告書」を含めて、必要な修正を加えて、選挙管理委員会に提出します。
Q2	もし、選挙会計に係る収支報告書における支出も訂正されるのであれば、なぜ、その支出は選挙会計の収支報告書から漏れていたのか、ご説明されたい。
A2	260 万円の寄附は、それぞれの選挙の「選挙運動費用収支報告書」ではなく、政治団体である「つくる会」及び「森愛後援会」の「収支報告書」に計上しておりました。 しかし、東京新聞の記事に接し、事務局に確認したところ、それぞれの事務局の方が作成してくださっていた政治団体の「収支報告書」が選挙管理委員会に提出されていなかった事実が判明したものです。 提出に当たり、既に提出した「選挙運動費用収支報告書」を含めて、東京都選挙管理委員会に相談し、その結果を踏まえて、「選挙運動費」についても必要な訂正を行うこととしております。

Q3	選挙会計に係る収支報告書における支出は訂正されないということであれば、その後の後援会会計に係る収支報告書でも支出は訂正されるのか、されないのか明らかにされたい
A3	東京都選挙管理委員会との相談を踏まえて見直しを行い、「選挙会計に係る収支報告書」を含め、提出する政治団体の収支報告書についても必要な訂正を行い、提出することとしております。
Q4	その後の後援会会計における収支報告書で支出を訂正されるということであれば、なぜ、その支出はその後の後援会会計の収支報告書から漏れていたのか、ご説明されたい。
A4	それぞれの選挙終了後の収支報告書の作成について、選挙運動費用収支報告書の担当者と、政治団体の収支報告書の担当者が異なり、それぞれの作業が他の事務局スタッフに共有されていなかったというのが実情です。 また、「選挙運動費用収支報告書」の提出時期は選挙後直ちに提出しなければなりませんが、政治団体の「収支報告書」の提出時期はそれよりも遅いため、作成された「収支報告書」が提出されたかどうかの確認がなされないまま、未提出の状態が続いてしまいました。 今般、東京新聞の指摘を受け、その事実が判明したため、既に提出した「選挙運動費用収支報告書」を含めて、東京都選挙管理委員会に相談し、その結果を踏まえて、「選挙運動費」についても必要な訂正を行うこととしております。
Q5	その後の後援会会計における収支報告書で支出を訂正されるということであれば、繰越額が訂正されることになる。今回の訂正を踏まえての口座残高などとの照合は確認済みか、説明されたい。
A5	ご寄付は事務局が受け取り、ネットバンキングから支出先に振り込みを行っており、振り込み履歴、出入金記録を確認し、今回の訂正を踏まえての口座残高などとの照合をしております。
Q6	以上の Q1～Q5までの回答を裏付ける資料を提出されたい。
A6	選挙管理委員会に相談して、必要な措置を講じております。 資料には個人情報も含まれるなどのこともありますので、それらを検討の上、説明する上で必要な資料を提出させていただきます。

以上

2025 年 5 月 20 日

東京都議会立憲民主党様

都議会議員
もり 愛

5 月 16 日付「大田区長選、都議補選にかかる寄附金不記載についての質問書」への回答

1. 2023 年4月の大田区長選挙の際に、立憲民主党、日本共産党から受けた寄附金の不記載があったとのことです。この寄附金の受取り、不記載となった経緯について教えてください。

(回答)

ご寄付は、事務局が受け取り、管理し、支出に当たっては、ネットバンキングを活用して支出先に振り込みをしていました。

区長選挙のご寄付については、「大田区新時代！あたらしい女性区長をつくる会(政治団体の区分:その他の政治団体)」の収支報告書に記載することとして既に作成済みでしたが、事務局の内部での連絡が不十分であったため、収支報告書が未提出であったことが判明しました。

現在、その他の費用を含め、東京都選挙管理委員会と相談し、その結果を踏まえて速やかに必要な措置を講じております。

2. 1.の寄附金については、誰がどのように管理し、何に使ったのでしょうか。

(回答)

ご寄付は事務局が受け取り、管理しており、支出に当たってはネットバンキングを活用して支出先に振り込みをしていました。

ご寄付いただいた金員は、事前のポスター、確認団体のチラシ等に使われています。

3. 2の使途について、裏付けとなる資料、帳簿はありますか。

(回答)

帳簿としての収支記録のほか、振り込み履歴、出入金記録、領収書等の裏付けとなる資料がございます。

4. 再発防止に向けてどのような対策が必要と考えますか。

(回答)

(1) 政治に携わるものとして、このような事態となったことについて、深くお詫びいたします。

(2) 今回の事態は、私自身が事務局に任せきりにしていたことに責任があると考えております。

1) 今回の 260 万円を含め、既に提出済みの「収支報告書」、提出し忘れていた「収支報告書」を含めて、必要な修正を加えて、選挙管理委員会に提出します。

2) 今後、再発防止策として、①政治資金団体の「会計責任者」及び選挙運動に関する「出納責任者」に政治資金管理に精通した方に就任いただくこと、②正確を期するために税理士の方にも審査・助言をお願いすること、③私自身も、事務局の方と連絡を密にすること、以上の措置を講じます。

これらにより、事務の処理及び管理に関する責任を果たしてまいります。

(3) なお、国では、自民党の政治資金パーティに端を発した「政治とカネ」の問題の再発防止策として、政治資金規正法の改正が行われ、令和 8 年 1 月 1 日から施行されることになっていますが、これらの規定は国会議員関係団体には適用がありますが、都議会議員の団体にはほぼ適用されません。都議会自民党や自民党都連の政治資金パーティに係る「政治とカネ」の問題に対する「再発防止策」も、国政政党の方々が合意された内容で、都議会が条例化されることが必要ではないかと存じます。

都議会でそのような条例化がなされれば、今回の私のような事例が私だけの個人的な事例でなく、制度的に担保された形でなくなると考えます。

5. 2023 年 6 月の都議補選の際に、立憲民主党、日本共産党から受けた寄附金の不記載があったとのことです。この寄附金の受取り、不記載となった経緯について教えてください。

(回答)

(1) 寄附金の受け取りについて

新聞報道の 260 万円は、大田区長選挙時の立憲民主党からの 100 万円の寄附金及び日本共産党からの寄附金 80 万円並びに都議会議員補欠選挙時の立憲民主党からの 30 万円の寄附金及び日本共産党からの 50 万円の寄附金のことです。これらは、「大田区新時代！あたらしい女性区長をつくる会（以下、「つくる会」）」、「森愛後援会」の事務局の担当者が現金で受け取りました。

(2) 不記載となった経緯について

大田区長選挙については、政党からの寄附を含めてご寄附いただいた収入は「つくる会」の「政治資金収支報告書」作成に記載して提出することとしていましたが、事務局内において互いに他の人が提出したと思い込んでいたという事情により、「収支報告書」が東京都選挙管理委員会に提出されていませんでした。

大田区都議補選についても、「森愛後援会」の補選担当者が「政治資金収支報告書」を作成済みでしたが、それが後援会内部で共有されず、例年どおりの収入 0 円、支出 0 円の収支報告書を機械的に東京都選挙管理委員会に提出してしまい、準備していた「収支報告書」の提出がなされていませんでした。

6. 5. の寄附金については、誰がどのように管理し、何に使ったのでしょうか。

(回答)

ご寄付は、事務局が受け取り、事務所において管理しておりました。

支出に当たっては、ネットバンキングから支出先にお振込みをさせて頂いており、資金管理をしておりました。

ご寄付いただいた金員は、事前ポスター、チラシ等に使わせていただきました。

7. 6 の使途について、裏付けとなる資料、帳簿はありますか。

(回答)

ご寄付は事務局が受け取り、ネットバンキングから支出先に振り込みを行っております。帳簿としての収支記録のほか、振り込み履歴、出入金記録、領収書等の裏付けとなる資料がございます。

7. 再発防止に向けてどのような対策が必要と考えますか。

(回答)

今回の政治資金の不記載は、裏金作りという事では全くありませんが、私の事務能力の無さから、事務局の方々には大変なご迷惑をおかけしました。私自身、事務局の方々との連携を密にして、このようなことが起きぬよう、収支報告書の提出・記載漏れが無いようにいたす所存です。

8. 上記選挙にかかる寄附金の不記載のほかには、政治資金の不記載はありますか。

(回答)ありません。

もり愛後援会は、会費もなく、通常は政務活動費のみで計上しているため、選挙のない年は、政治資金の出入りはありません。

今回のケースは、「もり愛後援会」の収支報告書を作成していた事務局担当者和其他の者の担当者の意思疎通が不十分で、例年通り「森愛後援会」の「収支報告書」を 0 円として提出してしまっており、いただいた寄付金を含む「収支報告書」を提出していなかったことによるものと理解しております。

東京都選挙管理委員会と相談の上、必要な措置を講じてまいります。

9. ミライ会議では政治資金パーティを開催していますか。

(回答)

(1) 今回の不記載問題は、私が都民ファーストの会を離脱し全くの無所属で戦った太田区長選挙及び都議補選に関するものであり、当選後しばらくして都議会のミライ会議に参加する前のことでした。

両選挙では、多くの市民の方々に支えていただき大変感謝しています。また、「収支報告書」作成にご協力いただいた方々にご迷惑をおかけし、さらに、ご支援いただいた方々にご不安を与えてしまい、深くお詫び申し上げます。

(2) その後、加わったミライ会議では、政治資金パーティは、開催したことはありません。

(3) 国での政治資金規正法の改正を踏まえて、企業献金の隠れ蓑になっている、政治資金パーティの規制も含めた実効性ある条例策定となることを願っております。

以上